

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成30年10月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800046 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1800029 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和55年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和55年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における資格喪失日が昭和55年3月31日となっているが、私は、同社には同年3月31日まで在籍していたので、資格喪失日は同年4月1日になるはずである。

昭和55年3月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる給料支払明細書(写)を提出するので、調査の上、同年4月1日を資格喪失日として厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された昭和55年分給与所得の源泉徴収票及びA社に係る給料支払明細書(写)から、請求者が同社に昭和55年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

そして、請求者から昭和55年3月分のものとして提出されたA社に係る給料支払明細書(写)は、請求者から提出された同社に係る辞令(写)から、同年3月分の給料支払明細書であると認められ、当該給料支払明細書(写)及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬

月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書（写）において確認できる報酬月額から、11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和55年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、昭和55年3月31日から同年4月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を同年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和55年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。